

悪質商法・詐欺に気を付けて！

ウマい話にご用心！

近年、市には「身に覚えのない請求書が届いた」「注文していない商品が送られてきた」など、悪質商法に関する相談が数多く寄せられています。

また、未公開株や怪しい社債のほか、新しいエネルギー資源に関する事業、東京オリンピックに関連する投資詐欺なども増えており、高額のお金をだまし取られたという被害事例もあります。

「自分だけはだまされない」と思っていませんか？消費者を狙った手口は巧妙かつ悪質で、若者から高齢者まで誰もが被害者になる可能性があります。悪質商法の手口を知り、消費者トラブルに巻き込まれないように注意しましょう。

悪質商法とは？

悪質商法とは、違法または不当な手段・方法で行われる商法のことで、「悪徳商法」や「問題商法」とも言われます。

様々な手口で巧みに消費者を勧誘し、高額な商品を売りつけようとする商法です。

勧誘・契約方法に問題があるものや商品自体に問題があるもの、犯罪になつてしまふ可能性のあるものもありますので、十分に用心します。

【元本保証】や「絶対に儲かる」、「高額当選」など、言葉に騙されないよう、日ごろから十分に気を付けてましょう。



こんな被害に注意！

【送りつけ商法】

突然「注文を受けた健康食品を送ります」などの電話があり、「注文していない」と断つても「注文を受けたから、あなたの住所も電話番号も知つていい」と申し込んだのだから

払えなどと高圧的に言い、強引に商品を送りつけてきます。



【投資詐欺】

ある日突然、A社からパンフレットが送られてきます。その後、B社から「A社のパン



・留守番電話設定や発信番号表示サービスを利用して、登録した番号以外からの電話には出ないという対策も有效です。

対処法

対処法

※断ると、後日「キャンセルされて損害が発生した」など損害賠償請求書が送付されるケースもありますが、覚えのない請求は無視し、不安な場合はご相談ください。

・断つたにもかかわらず、代金引換で商品が送られてきた場合には、受け取り拒否をすると宅配業者に伝え、安易に受け取らないようにしましょう。



・心当たりのない宅配便などで、現金書留封筒や振込用紙を同封した商品を受け取つてしまつた場合は、絶対にお金を郵送したり振り込んだりしてはいけません。



☆受け取つてしまつた商品は、14日間は使用したり処分したりしないでください。14日間が過ぎれば、受け取つた側は自由に使用・処分することができます。

・一度被害にあつた人に「被害を取り戻す」などと言つてお金をだまし取る手口も増えています。絶対にお金を支払わず、相談窓口に連絡しません。

・一度被害にあつた人に「被害を取り戻す」などと言つてお金をだまし取る手口も増えています。絶対にお金を支払わず、相談窓口に連絡しません。



お問い合わせ

市民課生活相談係
☎ 43-7044

